

うるま市の米陸軍貯油施設におけるP F O S等を含む汚染水の流出事故に関する意見書

6月10日午後4時46分頃、うるま市の米陸軍貯油施設において、有機フッ素化合物であるP F O S等を含む汚染水が基地外の排水溝に流出する事故が発生した。

周辺地域は閑静な住宅街で、近隣には天願川も流れしており、住民への健康被害や自然環境への影響が危惧されるところ、県や市への連絡が丸1日以上経過した後となつたことは、危機管理上の通報体制として不十分であると言わざるを得ない。

P F O S等は、発がん性などの健康リスクが指摘され、国際的な規制や国内での使用・製造が原則禁止されているが、令和元年12月及び令和2年4月には普天間飛行場からP F O S等を含む泡消火剤が流出・飛散する事故が発生しており、繰り返される米軍の汚染水流出事故に対し、県民の憤りや不信感が高まっている。

本県議会は、これまで米軍による事故等が起ころるたびに、米軍や関係機関に対し事故原因の究明や再発防止策等を徹底するよう強く要請してきたところであるにもかかわらず、今回の事故の発生は誠に遺憾であり、断じて容認できるものではない。

よって、本県議会は、県民の生命及び安全・安心な生活環境を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 P F O S等の有機フッ素化合物を貯蔵・管理する在沖米軍施設の安全管理を徹底し、具体的な再発防止策を策定し公表すること。
 - 2 国において汚染原因の究明のための調査を行うこと。
 - 3 事故発生時の連絡体制を厳格に運用し、迅速かつ正確な情報提供を行うこと。
 - 4 P F O S等の有機フッ素化合物の使用、貯蔵、保管を行わないこと。
 - 5 P F O S等の有機フッ素化合物を貯蔵している施設は撤去すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月12日

沖縄県議会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

宛て